

# 行 動 計 画

## 1 計画期間

令和5年1月1日～令和9年12月31日（5年間）

## 2 内 容

### (1) 目 標

計画期間内に、年次有給休暇の取得日数を従業員1人あたり平均年間6日以上とする。

### (2) 対 策

令和5年1月～	年次有給休暇取得状況について実態を把握する
令和5年6月～	年次有給休暇の取得促進策を社内で検討する
令和5年12月～	計画的な年次有給休暇取得に向け、休暇取得目標の周知を行う
令和6年4月～	年次有給休暇取得促進のための取り組み開始

— 以上 —